

広告 PR 業務仕様書

1 業務名

広告 PR 業務

2 業務目的

本市では、ホームページ・SNS の運営や旅行博出展などを通して観光 PR 動画を活用したプロモーションを行ってきたが、動画の掲載・露出機会やリーチできる層には一定の限界があり、既存の観光 PR 動画のポテンシャルを十分に引き出せていないという課題があった。このような課題を抱える一方で、令和 7 年度には情報の更新や新たなニーズに対応するため、新たに観光 PR 動画（ロング版・ショート版）を制作したところである。

観光客のニーズは SNS 映えするような観光地・食を巡る動向が主流となっており、情報収集の方法も情報化社会の進展に伴い、広くインターネットや SNS などの媒体が用いられるようになってきている。特に Web 広告は、従来の広告媒体だけではリーチしきれない層に対する高いリーチ力と拡散力に加え、特定の年齢層や興味関心を持つ層にピンポイントで情報を届けられるため、費用対効果の高いプロモーション手法として有効性が注目されている。

以上のことから、本業務では、令和 7 年度に制作した観光 PR 動画を活用し、高いリーチ力と拡散力、ターゲティング精度の高さを活かした Web 広告掲載を実施することで、本市の知名度・認知度を向上させ、本市への誘客促進を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

4 業務内容

(1) Web 広告掲載

ア 本業務では、令和 7 年度に制作した以下の千歳市観光 PR 動画を活用する。

活用する動画と、配信を行う Web 媒体は別紙を参照すること。

Instagram および Tver への配信は必ずしも全 15 本を使用する必要はなく、配信本数に定めない。各媒体の特性やターゲット層に応じて、広告効果が最大化され、かつ予算内で目標値を達成できるよう動画を選択すること。

イ 主たる配信エリアは、三大都市圏（東京圏・大阪圏・名古屋圏）在住者とする。

動画の内容に応じて、同エリア内の詳細なターゲット設定や、北海道内・インバウンド向けの配信についても提案を求める。

ウ 広告記事は、既に掲載している YouTube, Instagram 投稿を広告として利用することとする。ただし、Tver への掲載や、新規に作成しなければならない理由がある場合は、協議の上、効果的な広告記事（サムネイル、広告文等）を制作すること。

エ 広告のリンク先は、千歳市公式観光サイト「ちとせの観光」のトップページとすること。（リンク：<https://www.welcome-to-chitose.jp/>）

オ 動画素材をトリミングする等の編集・加工は最小限とし、行う場合は、事前に市の承諾を得ること。

カ 広告配信は、7月～9月（第1期）、11月～1月（第2期）に実施すること。

キ 広告の成果指標として、各媒体の目標総視聴回数を以下の通り設定する。

その他、エンゲージメント率・リンク先への遷移率等、広告効果を測定するための具体的な目標値を設定し、提案すること。

Web 媒体	目標総視聴回数
YouTube	20 万回以上
Instagram	12 万回以上
Tver	6 万回以上

※広告の表示回数ではなく広告の視聴回数であることに留意すること。

(2) 広告運用結果のレポート分析

ア 広告配信した結果を、配信媒体別に分析・検証すること。

イ 第1期の配信終了後、その分析結果に基づき、第2期の配信に向けたターゲット設定、使用動画、広告記事等の改善案を提案し、協議の上で実施すること。

5 成果物

実施内容や広告掲載の分析結果をまとめた実施報告書 1式

6 留意事項

(1) 特記事項

ア 業務の遂行にあたっては、千歳市広告掲載基準および各広告媒体の広告入稿規定を遵守すること。

イ 受託者が制作した広告記事（バナー、テキスト、編集した動画等）、一切の成果物に関する著作権は、千歳市に帰属するものとする。

ウ 本業務の遂行にあたり、広告配信に対する否定的なコメントの集中や、市のイメージを損なう恐れのある事態が生じた場合、受託者は速やかに状況を市に報告するとともに、対応策について市と協議し、その指示に従わなければならない。

エ Web サイト運営側の運営方針やルールの変更等が生じ、提案内容の実施が困難になることが想定される場合は、市と協議の上、以降の配信を最大限効果的に行えるよう対応すること。

オ この仕様に定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) 納品場所

千歳市観光スポーツ部観光課（千歳市役所本庁舎1階12番窓口）

(3) 校正・確認

校正作業は、市が校了と判断するまで行うものとする。

(4) 契約及び業務実施上の基本的事項

ア 受託者は、契約の履行にあたって、受託業務の意図及び目的を理解し、そのノウ

- ハウを最大限発揮するとともに、委託者と緊密な連携を取り、誠実に実施しなければならない。
- イ 受託者は、常に中立性を保持するとともに、業務の実施にあたり法令等を遵守しなければならない。
- ウ 受託者は、業務上知り得た事項について守秘義務を負うとともに、業務内容、成果等を委託者の許可なく使用又は利用してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- エ 委託者は、業務遂行上、必要な資料等を受託者に貸与することができる。この場合において、受託者は貸与された資料等を業務完了後、直ちに委託者に返還しなければならない。
- オ 業務委託契約に記載のない事項で、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の相互協議のうえ決定するものとする。